

報道関係者 各位

令和4年7月29日

【照会先】

埼玉労働局雇用環境・均等室

監理官 朝長 亮一郎

労働紛争調整官 小林 雅彦

(代表電話) 048 (600) 6210

**「令和3年度個別労働紛争解決制度の施行状況（埼玉労働局）」を公表します**

～民事上の個別労働紛争において、「いじめ・嫌がらせ」が引き続き最多、「解雇」は前年度より減少～

埼玉労働局は、このたび、「令和3年度個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめましたので、公表します。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、迅速に解決を図るための制度で、「総合労働相談 ※1」、労働局長による「助言・指導 ※2」、紛争調整委員会による「あっせん ※3」の3つの方法があります。

埼玉労働局では、今回の施行状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

**【ポイント】****1 総合労働相談の件数及びあっせん申請件数は減少、助言・指導申出件数は増加**

総合労働相談件数は54,552件で、16年連続5万件を超えている

助言・指導申出件数は27.4%増加、あっせん申請件数は19.3%減少

- ・ 総合労働相談件数 54,552 件（前年度比 8.8% 減少）  
⇒うち民事上の個別労働紛争※4相談件数 10,834 件（前年度比 7.3% 減少）
- ・ 助言・指導申出件数 474 件（前年度比 27.4% 増加）
- ・ あっせん申請件数 134 件（前年度比 19.3% 減少）

**2 民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全てで、****「いじめ・嫌がらせ」※5 の件数が3年連続で最多**

- ・ 民事上の個別労働紛争の相談件数は、3,287件（同1.8%減）であるが、9年連続最多
- ・ 助言・指導の申出は、65件（同7.1%減）で、10年連続最多
- ・ あっせんの申請は、38件（同29.6%減）で、4年連続最多

**3 民事上の個別労働紛争における相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全項目で、「解雇」の件数が前年度に比べ減少**

- ・ 民事上の個別労働紛争の相談件数は、1,541件で、前年度比17.8%減少
- ・ 助言・指導の申出は、35件で、同22.2%減少
- ・ あっせんの申請は、24件で、同46.7%減少

- ※1 「総合労働相談」：埼玉労働局、各労働基準監督署内の県内9か所（発表日現在）に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。なお、平成28年度から都道府県労働局の組織見直しにより「雇用環境・均等室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法等に関しても一体的に労働相談として対応することとなったため、それらの相談件数も計上されている。
- ※2 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向性を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者間の話し合いを促進するよう口頭又は文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。
- ※3 「あっせん」：都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。
- ※4 「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く。）。
- ※5 **令和2年6月、労働施策総合推進法が施行され、大企業の職場におけるパワーハラスメントに関する個別労働紛争は同法に基づき対応することになったため、同法施行以降の大企業の当該紛争に関するものはいじめ・嫌がらせに計上していない。なお、同法違反の疑いのある相談は「労働基準法等の違反の疑いがあるもの」として計上している（以下、本資料において同じ。）。**

〈参考〉 **令和3年度の同法に関する相談等の状況**

**同法に関する相談件数：672件**

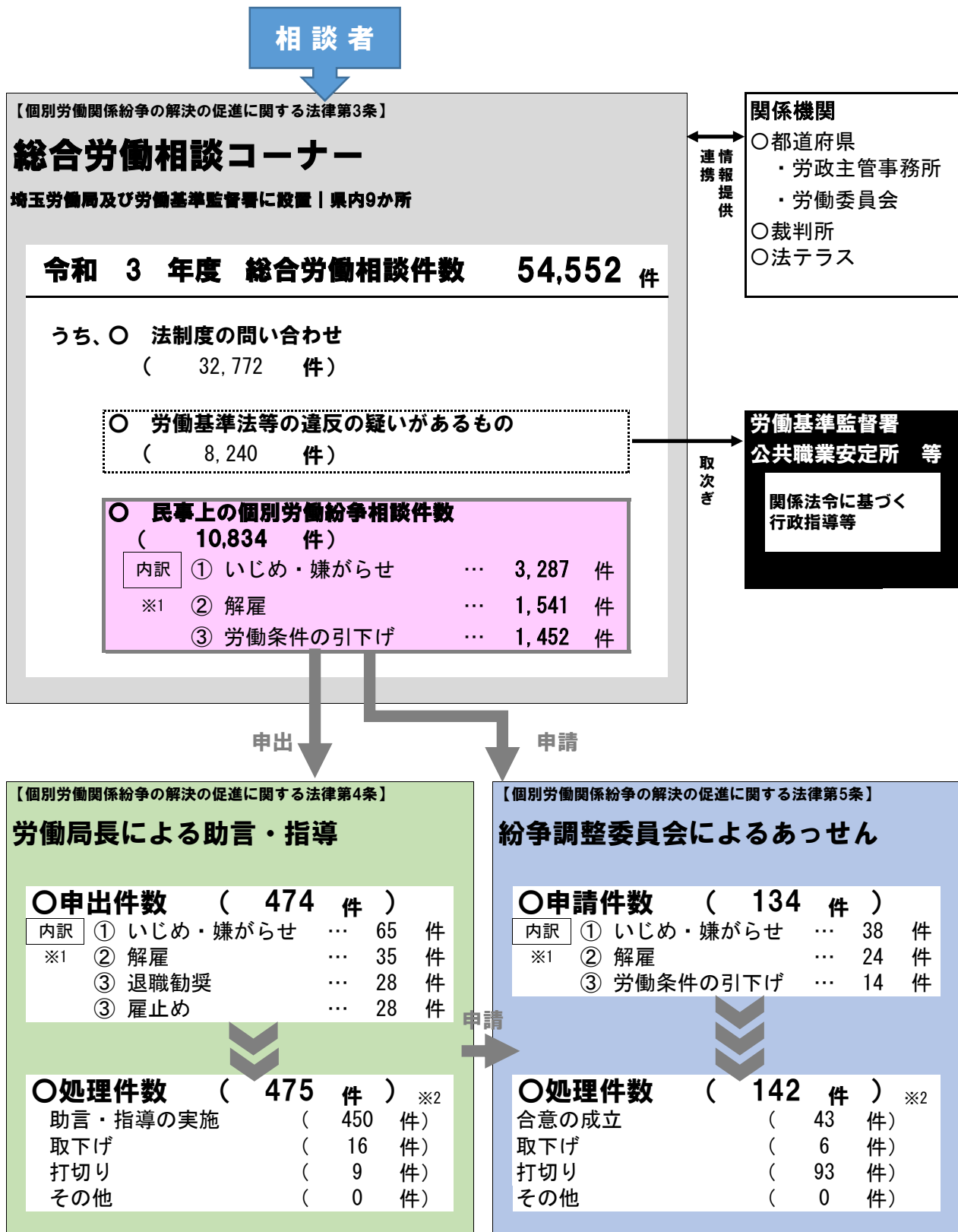
**同法に基づく紛争解決の援助申立件数：23件**

**同法に基づく調停申請受理件数：11件**

**【別添資料】**

- 別添1 個別労働紛争解決制度の枠組み（埼玉労働局）
- 別添2 令和3年度個別労働紛争解決制度の運用状況（埼玉労働局）
- 別添3 令和3年度における助言・指導の事例（埼玉労働局）
- 別添4 令和3年度におけるあっせんの事例（埼玉労働局）
- 別添5 埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧
- (参考) 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

# 個別労働紛争解決制度の枠組み（埼玉労働局）

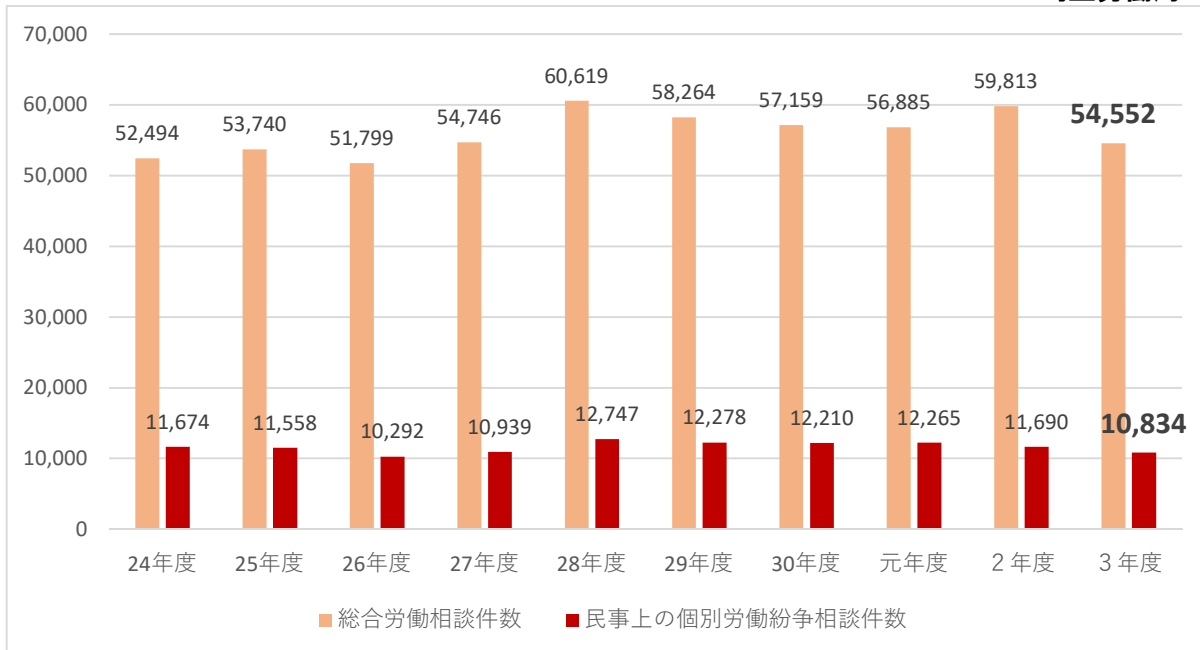


# 令和3年度個別労働紛争解決制度の運用状況（埼玉労働局）

## 1 総合労働相談

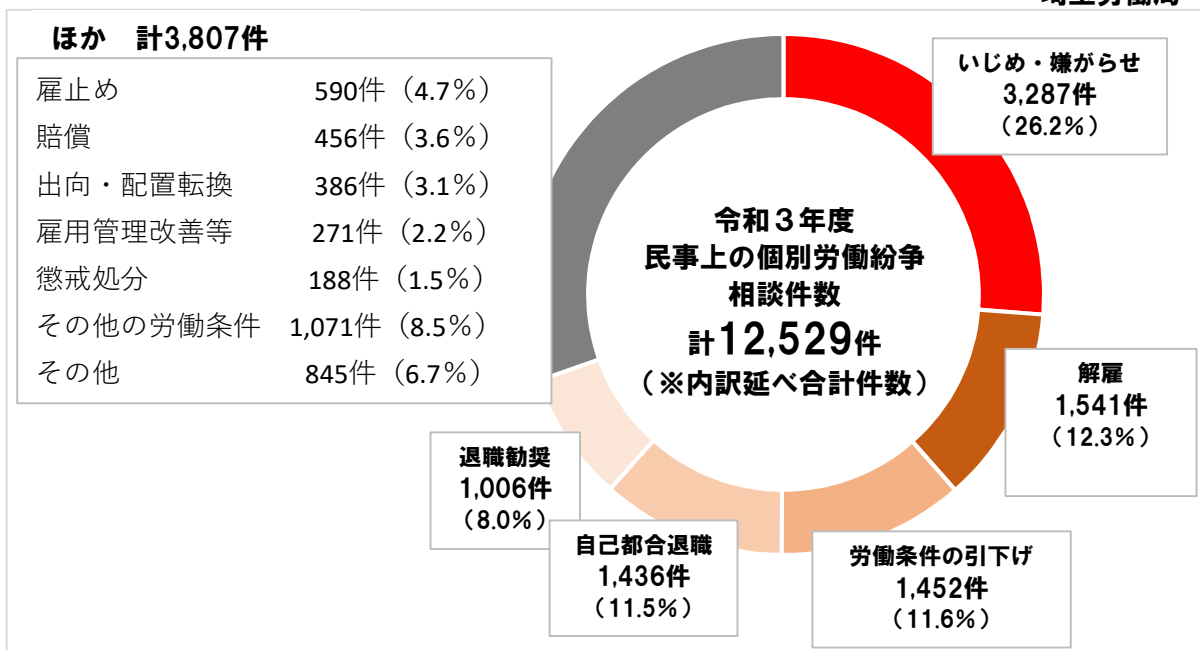
### （1）相談件数の推移

埼玉労働局



### （2）民事上の個別労働紛争 | 相談内容別の件数

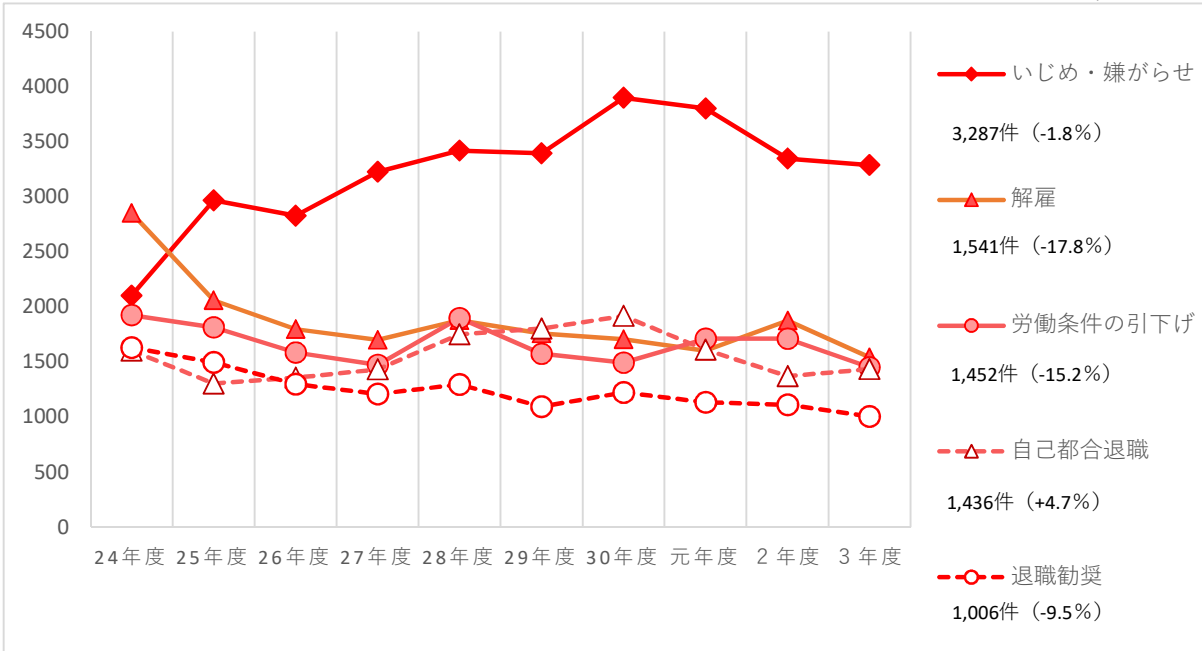
埼玉労働局



※ %は相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したもの。

### (3) 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移 (10年間)

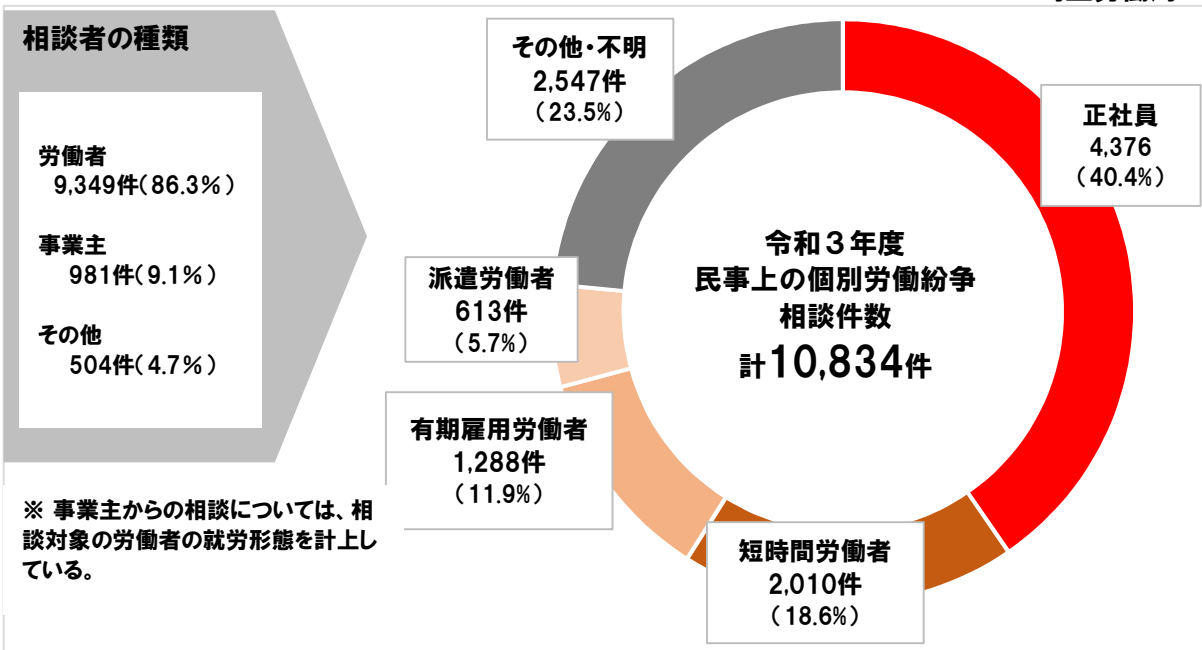
埼玉労働局



※ ( ) 内は対前年度比。

### (4) 民事上の個別労働紛争 | 就労形態別の件数

埼玉労働局



※ ( ) 内は相談対象となる労働者の就労形態の全体 (合計件数) に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

【参考】第1表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（相談内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取消	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 の引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 等	募集・ 採用	その他	内訳延べ 合計件数
24年度	2,851	858	1,631	89	1,603	550	1,925	979	2,102	86	146	3,044	15,864
	18.0%	5.4%	10.3%	0.6%	10.1%	3.5%	12.1%	6.2%	13.3%	0.5%	0.9%	19.2%	100.0%
25年度	2,059	829	1,495	81	1,305	518	1,813	1,013	2,967	150	121	3,076	15,427
	13.3%	5.4%	9.7%	0.5%	8.5%	3.4%	11.8%	6.6%	19.2%	1.0%	0.8%	19.9%	100.0%
26年度	1,797	674	1,297	80	1,357	435	1,586	817	2,827	108	151	2,035	13,164
	13.7%	5.1%	9.9%	0.6%	10.3%	3.3%	12.0%	6.2%	21.5%	0.8%	1.1%	15.5%	100.0%
27年度	1,701	611	1,209	58	1,431	547	1,474	1,011	3,227	182	142	1,723	13,316
	12.8%	4.6%	9.1%	0.4%	10.7%	4.1%	11.1%	7.6%	24.2%	1.4%	1.1%	12.9%	100.0%
28年度	1,879	611	1,295	101	1,749	399	1,898	1,037	3,418	210	134	1,874	14,605
	12.9%	4.2%	8.9%	0.7%	12.0%	2.7%	13.0%	7.1%	23.4%	1.4%	0.9%	12.8%	100.0%
29年度	1,759	789	1,095	78	1,804	396	1,574	1,307	3,393	187	118	1,632	14,132
	12.4%	5.6%	7.7%	0.6%	12.8%	2.8%	11.1%	9.2%	24.0%	1.3%	0.8%	11.5%	100.0%
30年度	1,706	589	1,222	73	1,917	392	1,494	1,325	3,898	321	126	1,838	14,901
	11.4%	4.0%	8.2%	0.5%	12.9%	2.6%	10.0%	8.9%	26.2%	2.2%	0.8%	12.3%	100.0%
元年度	1,602	520	1,133	66	1,610	452	1,710	1,153	3,800	276	100	1,488	13,910
	11.5%	3.7%	8.1%	0.5%	11.6%	3.2%	12.3%	8.3%	27.3%	2.0%	0.7%	10.7%	100.0%
2年度	1,875	698	1,112	91	1,371	421	1,712	940	3,346	297	100	1,437	13,400
	14.0%	5.2%	8.3%	0.7%	10.2%	3.1%	12.8%	7.0%	25.0%	2.2%	0.7%	10.7%	100.0%
3年度	1,541	590	1,006	91	1,436	386	1,452	1,071	3,287	271	66	1,332	12,529
	12.3%	4.7%	8.0%	0.7%	11.5%	3.1%	11.6%	8.5%	26.2%	2.2%	0.5%	10.6%	100.0%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が相談内容の全体（内訳延べ合計件数）に占める割合。上段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。なお、内訳延べ合計件数は、1回の相談において複数の内容にまたがる相談が行われた場合には、複数の相談内容を件数として計上したものの。

【参考】第2表 民事上の個別労働紛争相談件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間 労働者	派遣労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
24年度	4,822	2,841	534	1,415	2,062	11,674
	41.3%	24.3%	4.6%	12.1%	17.7%	100%
25年度	4,869	2,667	459	1,366	2,197	11,558
	42.1%	23.1%	4.0%	11.8%	19.0%	100%
26年度	4,034	2,418	463	1,129	2,248	10,292
	39.2%	23.5%	4.5%	11.0%	21.8%	100%
27年度	4,500	2,399	393	1,234	2,413	10,939
	41.1%	21.9%	3.6%	11.3%	22.1%	100%
28年度	5,264	2,273	663	1,641	2,906	12,747
	41.3%	17.8%	5.2%	12.9%	22.8%	100%
29年度	4,997	2,331	606	1,805	2,539	12,278
	40.7%	19.0%	4.9%	14.7%	20.7%	100%
30年度	5,144	2,255	694	1,559	2,558	12,210
	42.1%	18.5%	5.7%	12.8%	21.0%	100%
元年度	5,383	2,301	659	1,560	2,362	12,265
	43.9%	18.8%	5.4%	12.7%	19.3%	100%
2年度	4,649	2,230	686	1,524	2,601	11,690
	39.8%	19.1%	5.9%	13.0%	22.2%	100%
3年度	4,376	2,010	613	1,288	2,547	10,834
	40.4%	18.6%	5.7%	11.9%	23.5%	100%

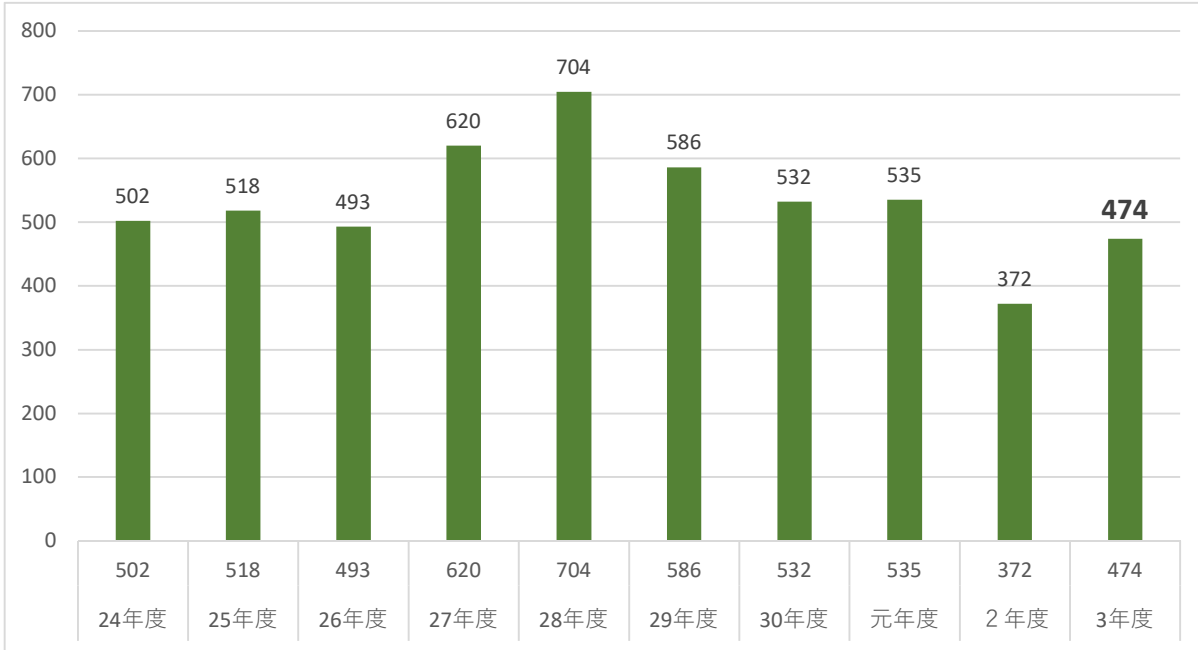
※ 年度ごとに上段が件数、下段が相談対象となる労働者の就労形態の全体（合計件数）に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からの相談については、相談対象となった労働者の就労形態を計上している。

## 2 都道府県労働局長による助言・指導

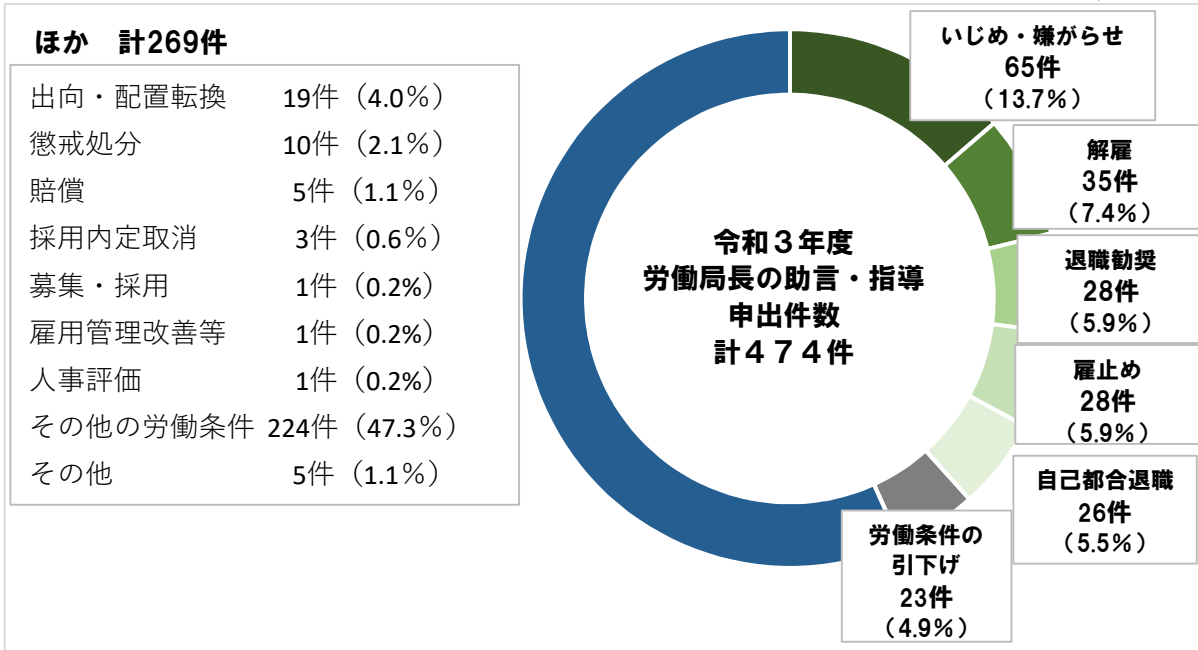
### (1) 申出件数の推移

埼玉労働局



### (2) 申出内容別の件数

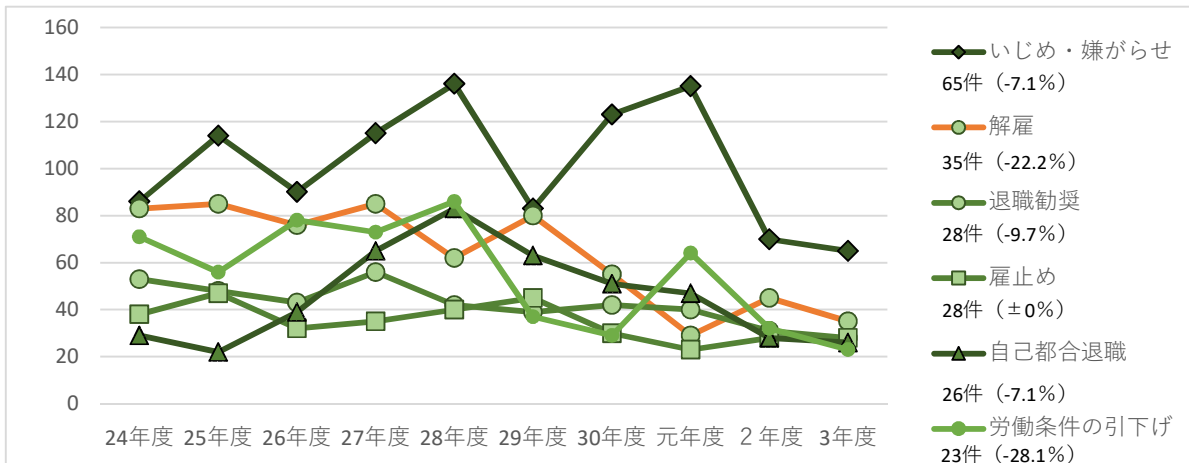
埼玉労働局



※ ( )内は申出内容の全体に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

### (3) 主な申出内容別の件数推移 (10年間)

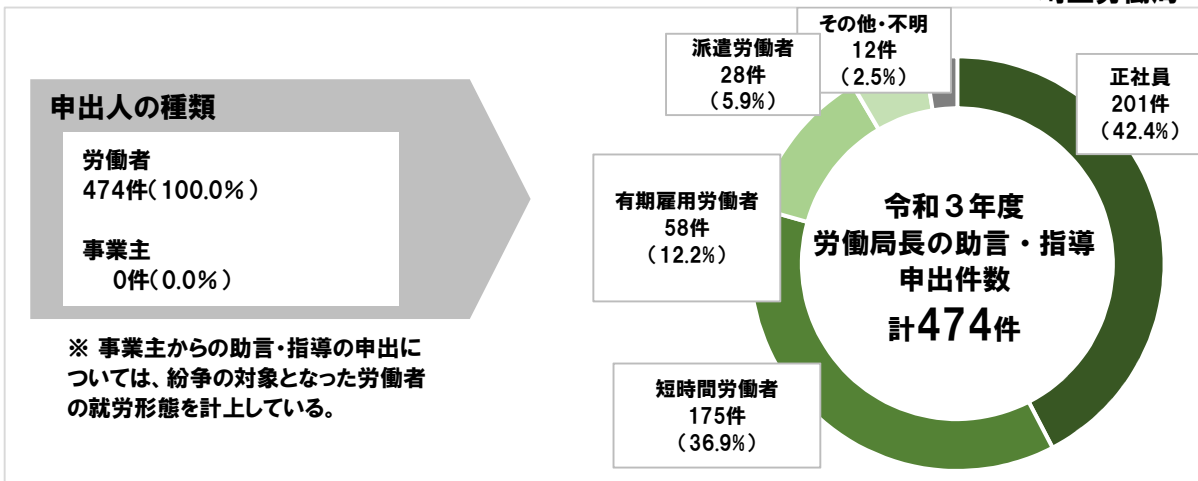
埼玉労働局



※ ( ) 内は対前年度比。

### (4) 就労形態別の申出件数

埼玉労働局



※ ( ) 内は紛争の対象となる労働者の就労形態の全体に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

### (5) 助言・指導の流れ及び処理状況

埼玉労働局

※ ( ) 内は処理件数475件に占める比率





【参考】第3表 助言・指導申出件数の推移（申出内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取消	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 の引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 等	募集・ 採用	その他	合計件数
24年度	83	38	53	4	29	18	71	78	86	5	5	32	502
	16.5%	7.6%	10.6%	0.8%	5.8%	3.6%	14.1%	15.5%	17.1%	1.0%	1.0%	6.4%	100.0%
25年度	84	47	48	3	22	29	56	73	114	4	1	37	518
	16.2%	9.1%	9.3%	0.6%	4.2%	5.6%	10.8%	14.1%	22.0%	0.8%	0.2%	7.1%	100.0%
26年度	76	32	43	3	39	21	78	72	90	9	3	27	493
	15.4%	6.5%	8.7%	0.6%	7.9%	4.3%	15.8%	14.6%	18.3%	1.8%	0.6%	5.5%	100.0%
27年度	85	35	56	2	65	22	73	101	115	21	8	37	620
	13.7%	5.6%	9.0%	0.3%	10.5%	3.5%	11.8%	16.3%	18.5%	3.4%	1.3%	6.0%	100.0%
28年度	62	40	42	7	83	21	86	150	136	15	7	55	704
	8.8%	5.7%	6.0%	1.0%	11.8%	3.0%	12.2%	21.3%	19.3%	2.1%	1.0%	7.8%	100.0%
29年度	80	45	39	2	63	22	37	137	87	11	12	51	586
	13.7%	7.7%	6.7%	0.3%	10.8%	3.8%	6.3%	23.4%	14.8%	1.9%	2.0%	8.7%	100.0%
30年度	55	30	42	0	51	27	29	109	123	15	4	47	532
	10.3%	5.6%	7.9%	0.0%	9.6%	5.1%	5.5%	20.5%	23.1%	2.8%	0.8%	8.8%	100.0%
元年度	29	23	40	3	47	38	64	96	135	21	3	36	535
	5.4%	4.3%	7.5%	0.6%	8.8%	7.1%	12.0%	17.9%	25.2%	3.9%	0.6%	6.7%	100.0%
2年度	45	28	31	2	28	21	32	79	70	12	1	23	372
	12.1%	7.5%	8.3%	0.5%	7.5%	5.6%	8.6%	21.2%	18.8%	3.2%	0.3%	6.2%	100.0%
3年度	35	28	28	3	26	19	23	224	65	1	1	21	474
	7.4%	5.9%	5.9%	0.6%	5.5%	4.0%	4.9%	47.3%	13.7%	0.2%	0.2%	4.4%	100.0%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が申出内容の全体に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

【参考】第4表 助言・指導申出件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間 労働者	派遣労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
24年度	251	113	19	97	22	502
	50.0%	22.5%	3.8%	19.3%	4.4%	100%
25年度	237	141	33	85	22	518
	45.8%	27.2%	6.4%	16.4%	4.2%	100%
26年度	227	117	27	97	25	493
	46.0%	23.7%	5.5%	19.7%	5.1%	100%
27年度	275	185	31	92	37	620
	44.4%	29.8%	5.0%	14.8%	6.0%	100%
28年度	310	135	48	127	84	704
	44.0%	19.2%	6.8%	18.0%	11.9%	100%
29年度	270	130	37	100	49	586
	46.1%	22.2%	6.3%	17.1%	8.4%	100%
30年度	271	123	29	80	29	532
	50.9%	23.1%	5.5%	15.0%	5.5%	100%
元年度	285	112	32	86	20	535
	53.3%	20.9%	6.0%	16.1%	3.7%	100%
2年度	187	71	36	69	9	372
	50.3%	19.1%	9.7%	18.5%	2.4%	100%
3年度	201	175	28	58	12	474
	42.4%	36.9%	5.9%	12.2%	2.5%	100%

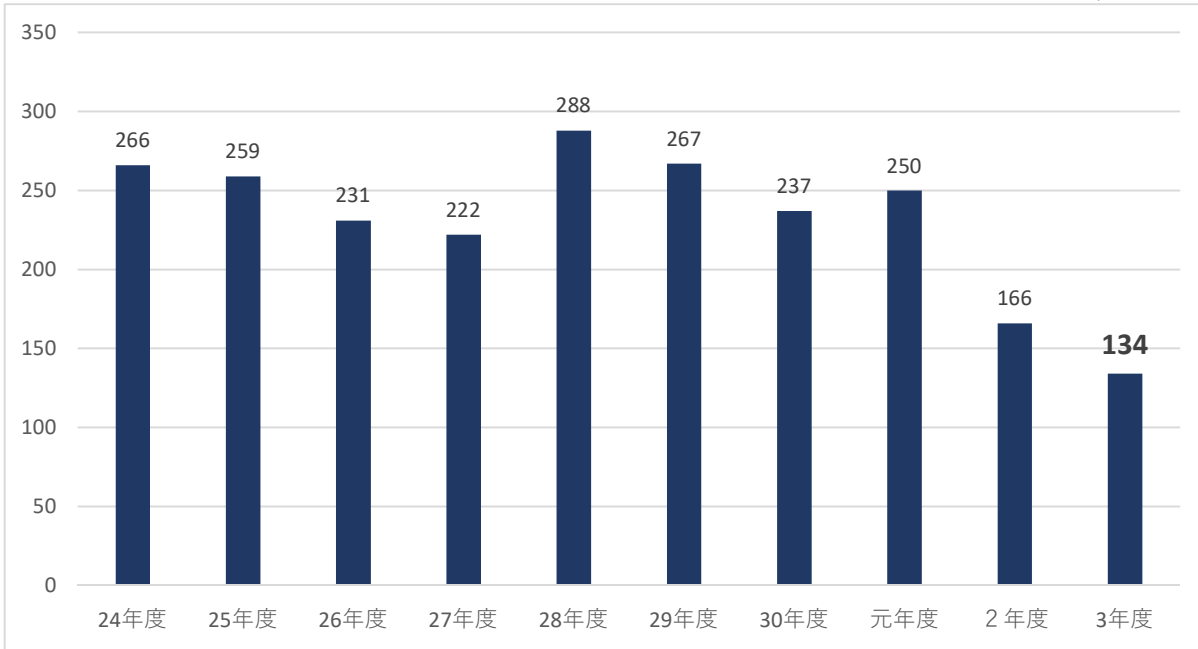
※ 年度ごとに上段が件数、下段が紛争の対象となった労働者の就労形態の全体に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からの助言・指導の申出については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

### 3 紛争調整委員会によるあっせん

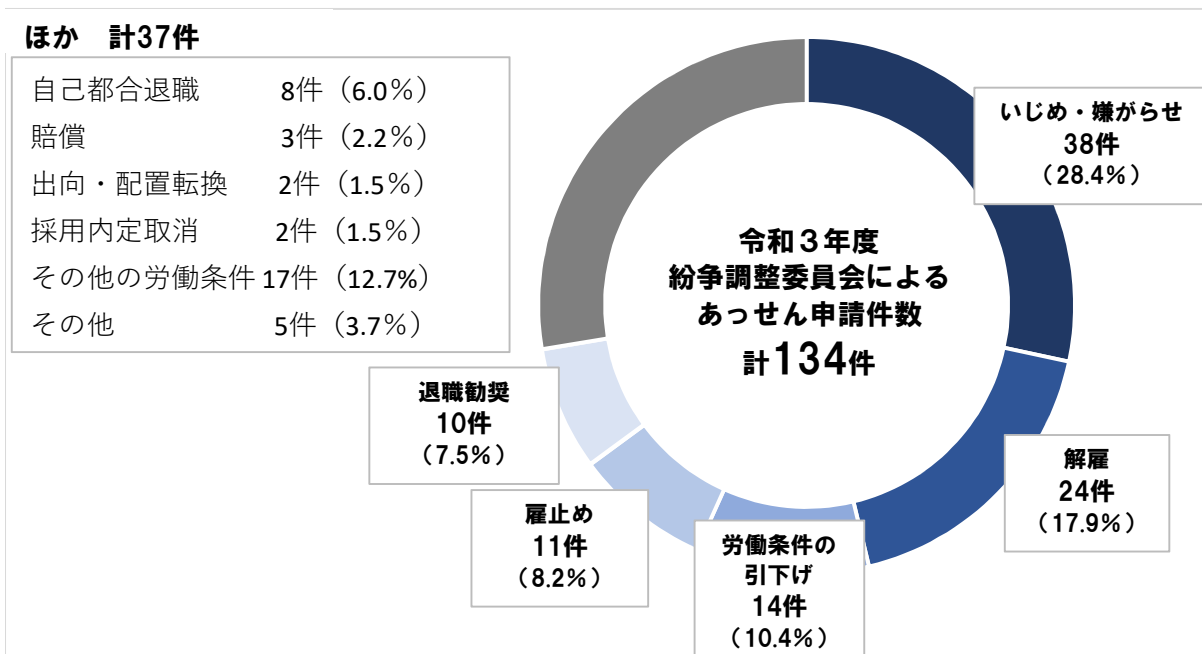
#### (1) 申請件数の推移

埼玉労働局



#### (2) 申請内容別の件数

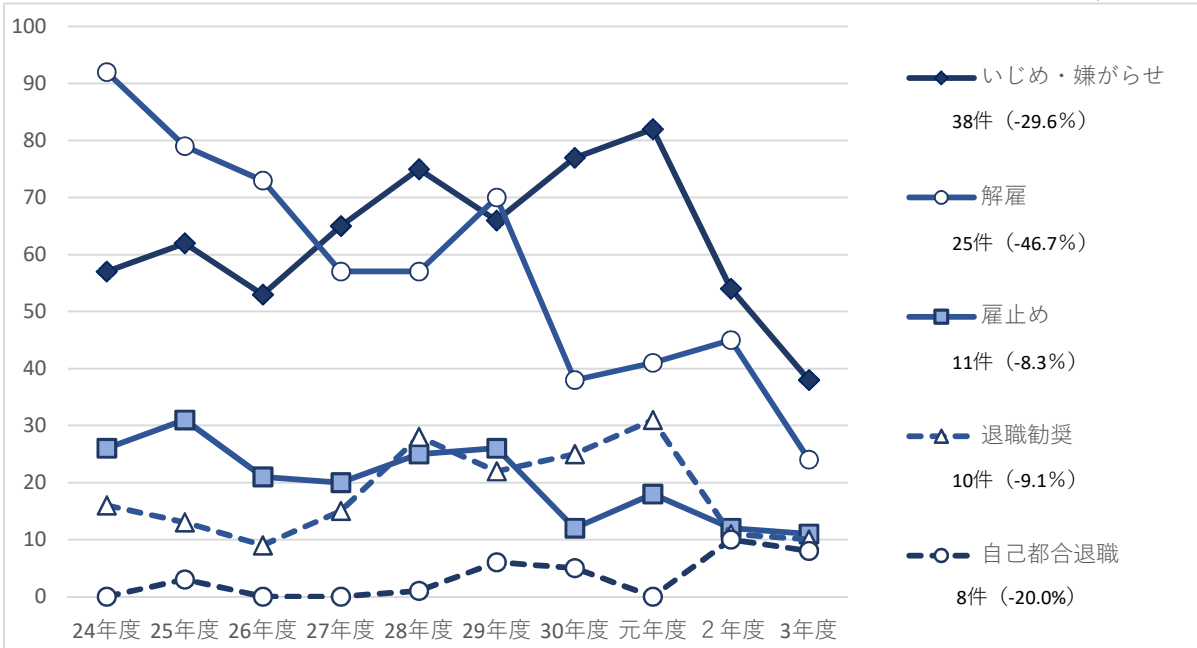
埼玉労働局



※ ( )内は申請内容の全体に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

### (3) 主な申請内容別の件数推移 (10年間)

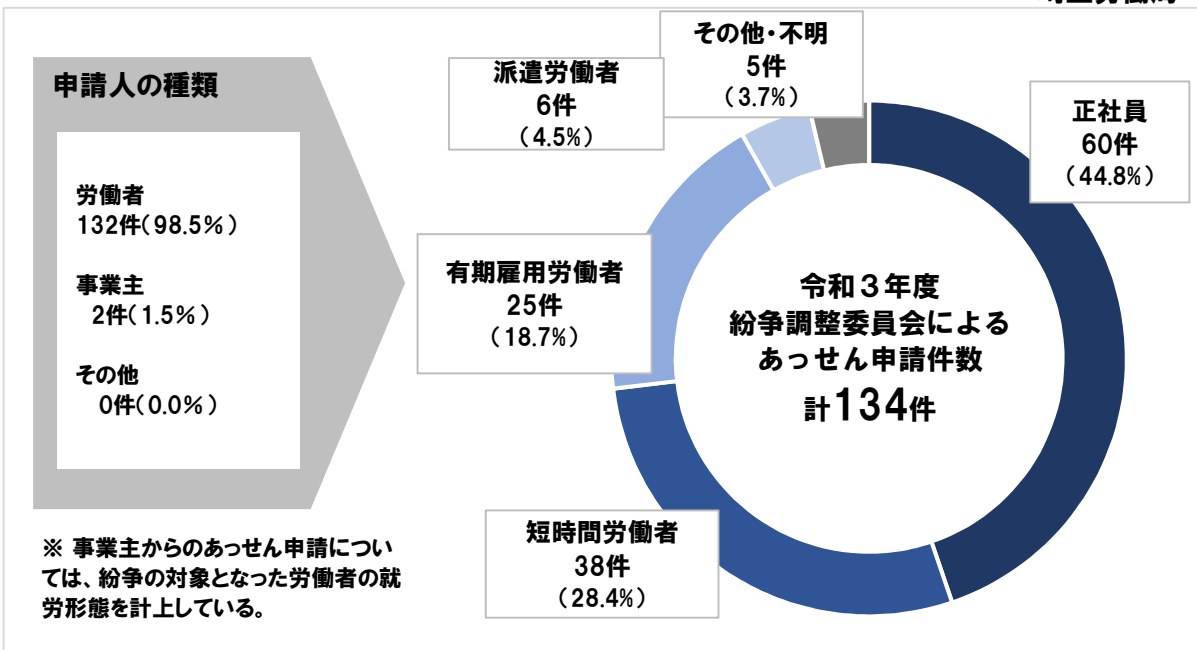
埼玉労働局



※ ( ) 内は対前年度比。

### (4) 就労形態別の申請件数

埼玉労働局



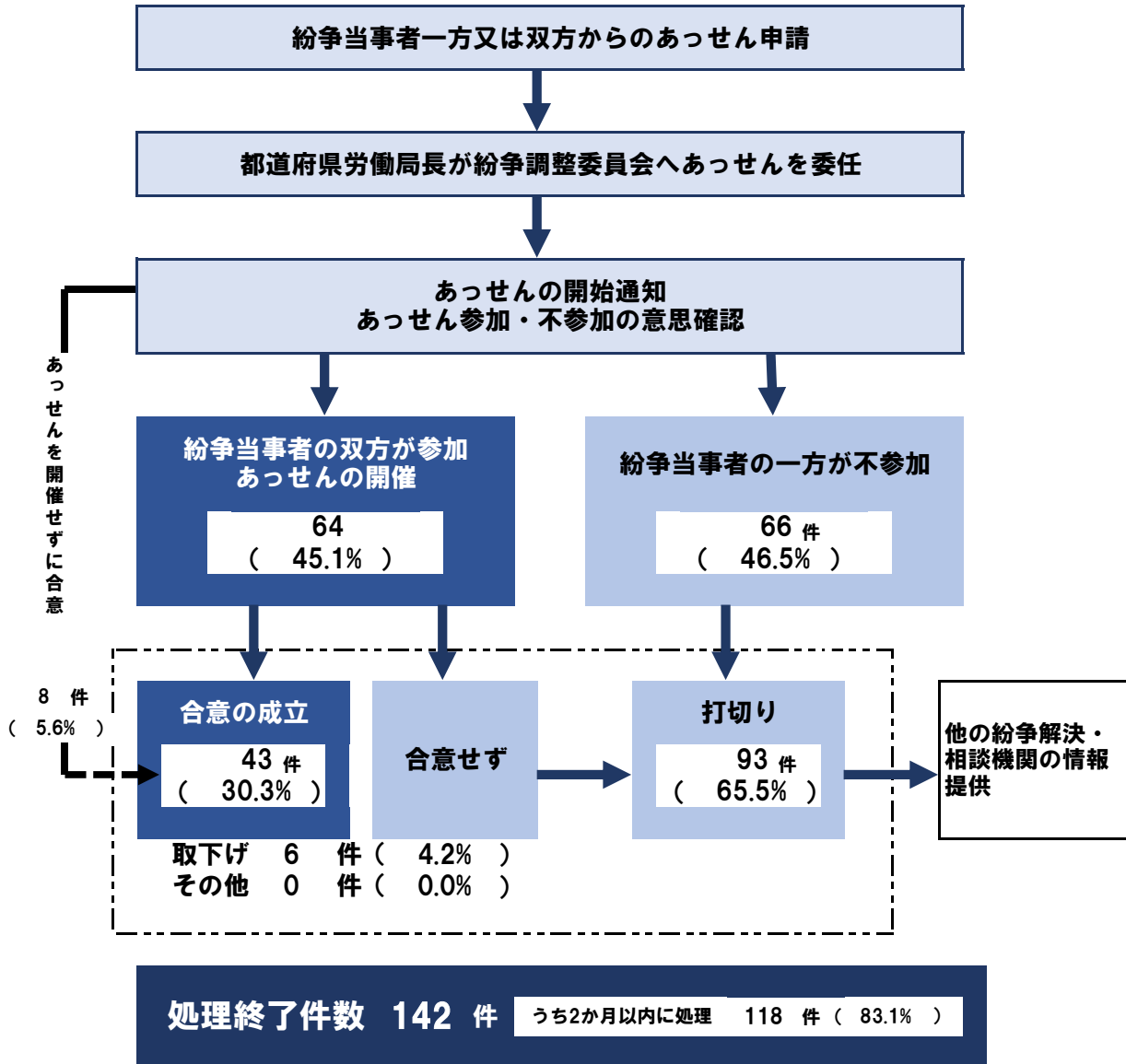
※ ( ) 内は紛争の対象となる労働者の就労形態の全体に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からのあっせん申請については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

## (5) あっせん手続きの流れ及び処理状況

埼玉労働局

※ ( ) 内は処理終了件数 142 件に占める比率



埼玉労働局

### 【参考】第5表 紛争当事者双方のあっせん参加率の推移

参加率	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
紛争当事者双方のあっせん参加件数 ／手続き終了件数	41.1%	40.5%	51.2%	45.1%	52.5%	48.3%	45.1%

### 【参考】第6表 あっせんにおける合意率の推移

合意率	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
合意成立件数 ／手続き終了件数	30.9%	24.6%	33.5%	26.8%	37.7%	32.6%	30.3%
あっせん開催による合意成立件数 ／紛争当事者双方のあっせん参加件数	71.8%	55.7%	62.9%	58.6%	68.8%	59.3%	54.7%

## 【参考】第7表 あっせん申請件数の推移（申請内容別）

	解雇	雇止め	退職勧奨	採用内定 取消	自己都合 退職	出向・ 配置転換	労働条件 の引下げ	その他の 労働条件	いじめ・ 嫌がらせ	雇用管理 等	その他	合計件数
24年度	92	26	16	5	0	4	23	13	57	1	29	266
	34.6%	9.8%	6.0%	1.9%	0.0%	1.5%	8.6%	4.9%	21.4%	0.4%	10.9%	100.0%
25年度	79	31	13	9	3	4	23	11	62	0	24	259
	30.5%	12.0%	5.0%	3.5%	1.2%	1.5%	8.9%	4.2%	23.9%	0.0%	9.3%	100.0%
26年度	73	21	9	4	0	9	28	21	53	0	13	231
	31.6%	9.1%	3.9%	1.7%	0.0%	3.9%	12.1%	9.1%	22.9%	0.0%	5.6%	100.0%
27年度	57	20	15	5	0	5	16	16	65	1	22	222
	25.7%	9.0%	6.8%	2.3%	0.0%	2.3%	7.2%	7.2%	29.3%	0.5%	9.9%	100.0%
28年度	57	25	28	7	1	3	47	35	75	1	9	288
	19.8%	8.7%	9.7%	2.4%	0.3%	1.0%	16.3%	12.2%	26.0%	0.3%	3.1%	100.0%
29年度	70	26	22	6	6	1	16	30	66	3	21	267
	26.2%	9.7%	8.2%	2.2%	2.2%	0.4%	6.0%	11.2%	24.7%	1.1%	7.9%	100.0%
30年度	38	12	25	2	5	5	22	29	77	6	16	237
	16.0%	5.1%	10.5%	0.8%	2.1%	2.1%	9.3%	12.2%	32.5%	2.5%	6.8%	100.0%
元年度	41	18	31	3	0	14	23	25	82	6	7	250
	16.4%	7.2%	12.4%	1.2%	0.0%	5.6%	9.2%	10.0%	32.8%	2.4%	2.8%	100.0%
2年度	45	12	11	2	10	3	8	15	54	1	5	166
	27.1%	7.2%	6.6%	1.2%	6.0%	1.8%	4.8%	9.0%	32.5%	0.6%	3.0%	100.0%
3年度	24	11	10	2	8	2	14	17	38	1	7	134
	17.9%	8.2%	7.5%	1.5%	6.0%	1.5%	10.4%	12.7%	28.4%	0.7%	5.2%	100.0%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が申請内容の全体に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

## 【参考】第8表 あっせん申請件数の推移（就労形態別）

	正社員	短時間 労働者	派遣労働者	有期雇用 労働者	その他・ 不明	合計件数
24年度	115	73	12	44	22	266
	43.2%	27.4%	4.5%	16.5%	8.3%	100%
25年度	103	59	20	47	30	259
	39.8%	22.8%	7.7%	18.1%	11.6%	100%
26年度	108	48	7	48	20	231
	46.8%	20.8%	3.0%	20.8%	8.7%	100%
27年度	97	62	11	40	12	222
	43.7%	27.9%	5.0%	18.0%	5.4%	100%
28年度	143	63	14	57	11	288
	49.7%	21.9%	4.9%	19.8%	3.8%	100%
29年度	84	47	6	63	67	267
	31.5%	17.6%	2.2%	23.6%	25.1%	100%
30年度	112	46	20	48	11	237
	47.3%	19.4%	8.4%	20.3%	4.6%	100%
元年度	132	56	15	37	10	250
	52.8%	22.4%	6.0%	14.8%	4.0%	100%
2年度	82	33	9	34	8	166
	49.4%	19.9%	5.4%	20.5%	4.8%	100%
3年度	60	38	6	25	5	134
	44.8%	28.4%	4.5%	18.7%	3.7%	100%

※ 年度ごとに上段が件数、下段が紛争の対象となった労働者の就労形態の全体に占める割合。下段の合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※ 事業主からのあっせん申請については、紛争の対象となった労働者の就労形態を計上している。

# 4 令和3年度個別労働紛争解決制度 総括表

埼玉労働局

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

1. 総合労働相談コーナーに寄せられた相談		54,552 件			
①相談者の種類					
労働者	30,792 件 (56.4%)	事業主	17,085 件 (31.3%)	その他	6,675 件 (12.2%)
相談者のうち、外国人		外国人のうち、技能実習生			
	1,317 件 (2.4%)		236 件 (0.4%)		
②相談の内訳					
法制度の問い合わせ	32,772 件 (60.1%)	労働基準法等の違反の疑いがあるもの	8,240 件 (15.1%)		
民事上の個別労働相談	10,834 件 (19.9%)	その他	6,665 件 (12.2%)		
2. 民事上の個別労働紛争に係る相談の件数		10,834 件			
①相談者の種類					
労働者	9,349 件 (86.3%)	事業主	981 件 (9.1%)	その他	504 件 (4.7%)
②労働者の就労状況					
正社員	4,376 件 (40.4%)	短時間労働者	2,010 件 (18.6%)	派遣労働者	613 件 (5.7%)
有期雇用労働者	1,288 件 (11.9%)	その他・不明	2,547 件 (23.5%)		
③紛争の内容 ※ 内訳が複数にまたがる事案もあるため、合計は 12,529 件になる。					
普通解雇	1,276 件 (10.2%)	整理解雇	118 件 (0.9%)	懲戒解雇	147 件 (1.2%)
雇止め	590 件 (4.7%)	退職勧奨	1,006 件 (8.0%)	採用内定取消し	91 件 (0.7%)
自己都合退職	1,436 件 (11.5%)	出向・配置転換	386 件 (3.1%)	労働条件の引下げ	1,452 件 (11.6%)
その他の労働条件	1,071 件 (8.5%)	いじめ・嫌がらせ	3,287 件 (26.2%)	雇用管理改善等	271 件 (2.2%)
募集・採用	66 件 (0.5%)	その他	1,332 件 (10.6%)		
3. 都道府県労働局長による助言・指導の件数					
(1) 申出件数 474 件					
①申出人の種類					
労働者	474 件 (100.0%)	事業主	0 件 (0.0%)		
②労働者の就労状況					
正社員	201 件 (42.4%)	短時間労働者	175 件 (36.9%)	派遣労働者	28 件 (5.9%)
有期雇用労働者	58 件 (12.2%)	その他・不明	12 件 (2.5%)		
③紛争の内容 ※ 内訳が複数にまたがる場合もある。合計は、474 件。					
普通解雇	33 件 (7.0%)	整理解雇	1 件 (0.2%)	懲戒解雇	1 件 (0.2%)
雇止め	28 件 (5.9%)	退職勧奨	28 件 (5.9%)	採用内定取消し	3 件 (0.6%)
自己都合退職	26 件 (5.5%)	出向・配置転換	19 件 (4.0%)	労働条件の引下げ	23 件 (4.9%)
その他の労働条件	224 件 (47.3%)	いじめ・嫌がらせ	65 件 (13.7%)	雇用管理改善等	1 件 (0.2%)
募集・採用	1 件 (0.2%)	その他	21 件 (4.4%)		
(2) 処理件数 475 件					
①処理の区分					
助言を実施	450 件 (94.7%)	指導を実施	0 件 (0.0%)		
取下げ	16 件 (3.4%)	打切り	9 件 (1.9%)	その他	0 件 (0.0%)
②処理の期間					
1か月以内	473 件 (99.6%)	1か月を超えて2ヶ月以内	2 件 (0.4%)	2か月超	0 件 (0.0%)

4. 紛争調整委員会によるあっせんの件数						
(1) 申請件数 134 件						
① 申請人の種類						
労働者	132 件	事業主	2 件	労使双方	0 件	
	(98.5%)		(1.5%)		(0.0%)	
② 労働者の就労状況						
正社員	60 件	短時間労働者	38 件	派遣労働者	6 件	
	(44.8%)		(28.4%)		(4.5%)	
有期雇用労働者	25 件	その他・不明	5 件			
	(18.7%)		(3.7%)			
③ 紛争の内容 ※ 内訳が複数にまたがる場合もある。合計は、134 件。						
普通解雇	21 件	整理解雇	1 件	懲戒解雇	2 件	
	(15.7%)		(0.7%)		(1.5%)	
雇止め	11 件	退職勧奨	10 件	採用内定取消し	2 件	
	(8.2%)		(7.5%)		(1.5%)	
自己都合退職	8 件	出向・配置転換	2 件	労働条件の引下げ	14 件	
	(6.0%)		(1.5%)		(10.4%)	
その他の労働条件	17 件	いじめ・嫌がらせ	38 件	雇用管理等	1 件	
	(12.7%)		(28.4%)		(0.7%)	
その他	7 件					
	(5.2%)					
(2) 処理件数 142 件						
① 処理の区分						
当事者間の合意の成立	43 件	うちあっせんを開催せず に合意したもの	8 件			
	(30.3%)		(5.6%)			
申請の取下げ	6 件	その他	0 件			
	(4.2%)		(0.0%)			
打切り	93 件	うち不参加による打切り	66 件			
	(65.5%)		(46.5%)			
② 処理の期間						
1か月以内	69 件	1か月を超えて 2ヶ月以内	49 件	2か月超	24 件	
	(48.6%)		(34.5%)		(16.9%)	

※ ( ) 内は各合計値に占める割合。合計値は、四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

## 5 都道府県別の件数一覧

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

	総合労働相談件数		民事上の個別労働紛争相談件数		労働局長による助言・指導申出件数		紛争調整委員会によるあっせん申請件数	
	労働局	件数	労働局	件数	労働局	件数	労働局	件数
1	東京	172,047	大阪	27,747	兵庫	760	東京	651
2	大阪	140,957	東京	27,142	大阪	732	大阪	303
3	愛知	90,499	愛知	17,172	愛知	645	神奈川	258
4	神奈川	66,522	神奈川	15,899	千葉	513	愛知	249
5	千葉	56,877	福岡	12,551	静岡	478	北海道	178
6	埼玉	54,552	兵庫	11,883	埼玉	474	兵庫	155
7	兵庫	47,494	埼玉	10,834	神奈川	376	静岡	141
8	福岡	43,872	北海道	9,217	東京	316	千葉	135
9	北海道	39,801	千葉	9,206	北海道	262	埼玉	134
10	静岡	33,511	京都	8,460	宮城	238	茨城	123
11	広島	26,798	長野	6,680	福岡	237	長野	84
12	京都	25,656	静岡	6,534	茨城	221	沖縄	82
13	茨城	23,566	広島	6,290	熊本	220	福岡	73
14	宮城	22,464	宮城	6,096	滋賀	193	奈良	71
15	長野	21,469	群馬	6,073	沖縄	174	宮城	69
16	群馬	20,397	茨城	5,838	広島	164	広島	67
17	岐阜	20,123	福島	5,754	京都	160	福島	63
18	熊本	18,207	新潟	5,053	新潟	153	三重	54
19	三重	17,178	熊本	4,908	長崎	135	岐阜	52
20	新潟	17,124	鹿児島	4,549	山口	122	栃木	49
21	福島	16,142	岡山	4,411	岡山	120	熊本	48
22	岡山	15,481	三重	4,233	愛媛	119	愛媛	46
23	滋賀	14,162	長崎	3,841	三重	118	群馬	45
24	鹿児島	14,073	岐阜	3,731	石川	109	滋賀	44
25	山口	13,626	栃木	3,598	長野	100	宮崎	43
26	愛媛	13,331	愛媛	3,586	群馬	92	岡山	41
27	栃木	12,704	岩手	3,527	山形	92	京都	40
28	奈良	11,790	滋賀	3,373	栃木	85	新潟	39
29	長崎	11,269	山口	3,300	徳島	85	石川	38
30	石川	11,151	大分	3,293	奈良	82	青森	38
31	岩手	11,036	石川	3,230	青森	72	福井	37
32	宮崎	10,768	富山	2,898	鹿児島	70	鹿児島	32
33	富山	10,714	山形	2,792	山梨	69	岩手	32
34	佐賀	10,519	秋田	2,779	大分	68	山口	30
35	山形	10,212	青森	2,751	岩手	62	秋田	29
36	沖縄	9,578	宮崎	2,615	和歌山	60	佐賀	29
37	福井	9,489	奈良	2,380	宮崎	57	和歌山	25
38	香川	9,325	和歌山	2,342	秋田	56	島根	24
39	青森	9,276	福井	2,328	佐賀	54	長崎	21
40	秋田	8,965	鳥取	2,234	富山	53	鳥取	18
41	大分	8,592	沖縄	2,226	岐阜	50	山形	15
42	和歌山	8,324	佐賀	2,093	鳥取	45	徳島	12
43	山梨	7,627	香川	1,982	香川	45	山梨	12
44	島根	7,623	徳島	1,900	福島	44	富山	12
45	鳥取	6,588	島根	1,807	島根	41	大分	7
46	徳島	5,591	高知	1,634	福井	32	香川	6
47	高知	5,509	山梨	1,369	高知	31	高知	6
	合計	1,242,579	合計	284,139	合計	8,484	合計	3,760



## 令和3年度における助言・指導の事例

埼玉労働局

事例1	いじめ・嫌がらせに係る助言・指導
<p>事案の概要</p>	<p>申出人は正社員として勤務していたが、上司から、威圧的な態度をとられ、業務上のミスについて連帯責任を取らせる等の発言があるなどのいじめ・嫌がらせを受けていたとして、いじめ・嫌がらせがなくなるよう改善が行われるようにしてほしいと助言を申し出た。</p>
<p>助言・指導の内容・結果</p>	<p>労働局から事業場の責任者に連絡し、事業主には労働契約法により心身の健康を含む安全配慮義務があることについて説明し、事実確認を含めて話し合うよう助言した。 その後、事業場側の対応により、申出人に対する当該上司の態度も改善され、円満に解決した。</p>

事例2	労働条件の引下げに係る助言・指導
<p>事案の概要</p>	<p>申出人は、正社員として勤務していたが、年末年始休暇と夏季休暇が知らない間に減らされていたため、事業主に納得いかないことを伝えたが、聞き入れてもらえないとして、話し合いによる改善を求めるため助言の申出があった。</p>
<p>助言・指導の内容・結果</p>	<p>労働局から事業主に連絡し、労働契約法の合意の原則や過去の裁判例などを説明し、申出人と話し合いにより解決を図ることを助言した。助言の結果、申出人と事業主とで話し合いがなされ、年末年始休暇と夏季休暇について従前どおりとなり、円満に解決した。</p>

**令和3年度におけるあっせんの事例**

埼玉労働局

事例1	解雇に係るあっせん
<b>事案の概要</b>	<p>申請人は長年、パートタイム労働者として勤務していたが、私病により休んでいた際、被申請人より「辞めてほしい」と言われたが納得できず、「考えさせてほしい」と伝えたが、被申請人より「事業縮小のための人員整理」による解雇通知を受けた。</p> <p>申請人は、事前に何の説明もなかったと主張し、解雇による損害賠償を求め、あっせんを申請した。</p>
<b>あっせんのポイント・結果</b>	<p>あっせん委員が双方の主張を聞き、双方とも金銭による解決を求めたため、双方に譲歩可能な和解案を確認したところ、合意に至り、被申請人が申請人に対し、解決金を支払うことで和解が成立し、解決した。</p>

事例2	雇止めに係るあっせん
<b>事案の概要</b>	<p>申請人は、有期労働契約の臨時職員として勤務していたが、被申請人より書面で雇止めが通告されたため、労働局の助言制度を利用して話し合いでの解決を求めたが、話し合いに至らなかったため、労働契約終了に伴う経済的、精神的損害に対する補償金を求めてあっせんを申請した。</p>
<b>あっせんのポイント・結果</b>	<p>あっせん委員が被申請人の主張を聞いたところ、労働者に対する損害賠償義務は認められないことから補償金の支払には応じられないが、労働契約が期間満了で終了したことの確認があれば、解決金を支払う用意があるとしたため、双方の意向を確認した結果合意に至り、被申請人が申請人に対し解決金を支払うことで和解が成立し、解決した。</p>

## 埼玉労働局「総合労働相談コーナー」所在地一覧

	名称	所在地	電話番号
☆	埼玉労働局 総合労働相談コーナー	〒330-6016 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262
		相談受付時間 9:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	さいたま 総合労働相談コーナー	〒330-6014 埼玉県さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階 (さいたま労働基準監督署内)	048-614-9977
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	川口総合労働相談コーナー	〒332-0015 埼玉県川口市川口2-10-2 (川口労働基準監督署内)	048-498-6648
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	熊谷総合労働相談コーナー	〒360-0856 埼玉県熊谷市別府5-95 (熊谷労働基準監督署内)	048-511-7010
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	川越総合労働相談コーナー	〒350-1118 埼玉県川越市豊田本1-19-8 (川越労働基準監督署内)	049-210-9334
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	春日部総合労働相談コーナー	〒344-8506 埼玉県春日部市南3-10-13 (春日部労働基準監督署内)	048-614-9968
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
☆	所沢総合労働相談コーナー	〒359-0042 埼玉県所沢市並木6-1-3 (所沢労働基準監督署内)	04-2003-6967
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
	行田総合労働相談コーナー	〒361-8504 埼玉県行田市桜町2-6-14 (行田労働基準監督署内)	048-556-4195
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	
	秩父総合労働相談コーナー	〒368-0024 埼玉県秩父市上宮地町23-24 (秩父労働基準監督署内)	0494-22-3725
		相談受付時間 9:00~16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)	

☆…女性相談員が配置されている総合労働相談コーナー

(参考)

## 個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の概要

### 1 趣旨

企業組織の再編や人事労務管理の個別化などに伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」）が増加していることにかんがみ、これらの紛争の実情に即した迅速かつ適正な解決を図るため、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度の創設などによって、総合的な個別労働紛争解決システムの整備を図る。

### 2 概要

#### (1) 紛争の自主的解決（第2条）

個別労働関係紛争が生じたときは、紛争の当事者は、自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。

#### (2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等（第3条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争の未然防止及び自主的な解決の促進のため、労働者又は事業主に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うものとする。

#### (3) 都道府県労働局長による助言及び指導（第4条）

都道府県労働局長は、個別労働関係紛争に関し、当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当事者に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。

#### (4) 紛争調整委員会によるあっせん（第5・6・12・13条）

イ 都道府県労働局長は、個別労働関係紛争について、当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、紛争調整委員会にあっせんを行わせるものとする。

ロ 都道府県労働局に、紛争調整委員会を置くものとする。

ハ あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、実情に即して事件が解決されるように努めなければならないものとする。

ニ あっせん委員は、当事者等から意見を聴取し、事件の解決に必要なあっせん案を作成し、これを当事者に提示することができるものとする。

#### (5) 地方公共団体の施策等（第20条）

地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、労働者又は事業主に対し、情報提供、相談、あっせんその他の必要な施策を推進するように努めるものとし、国は、地方公共団体の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

また、当該施策として都道府県労働委員会が行う場合には、中央労働委員会が、当該都道府県労働委員会に対し、必要な助言又は指導をすることができるものとする。